

第120号議案

島根県環境影響評価条例の一部を改正する条例

第1条 島根県環境影響評価条例（平成11年島根県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「方法書」を「方法書等」に改め、同条中「対し、方法書」の次に「及びこれを要約した書類（次条及び第7条の2第4項において「要約書」という。）」を加える。

第7条中「公告し、」の次に「公告の日から起算して1月間、方法書及び要約書を」を加え、「、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供し」を「縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表し」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（方法書説明会の開催等）

第7条の2 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第6条に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所その他規則で定める事項を知事及び第6条に規定する地域を管轄する市町村長に届け出なければならない。

3 事業者は、前項の規定による届出を行ったときは、規則で定めるところにより、方法書説明会を開催する旨その他規則で定める事項を方法書説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、前項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。この場合にお

いて、事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、要約書の提供その他の方法により、方法書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

- 5 事業者は、方法書説明会を開催したときは、規則で定めるところにより、その状況を知事及び第6条に規定する地域を管轄する市町村長に報告しなければならない。

第8条第1項中「前条」を「第7条」に改める。

第14条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「及び第16条」を削る。

第15条中「公告し、」の次に「公告の日から起算して1月間、準備書及び要約書を」を加え、「、準備書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供し」を「縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表し」に改める。

第16条の見出し中「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条第1項中「「説明会」を」「準備書説明会」に、「説明会を」を「準備書説明会を」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 第7条の2第2項から第5項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第2項中「第6条に規定する地域を管轄する市町村長」とあるのは「第14条に規定する関係市町村長」と、同条第3項及び第4項中「前項」とあるのは「第16条第2項において準用する前項」と、同項中「前条」とあるのは「第16条第2項において準用する前条」と、「要約書」とあるのは「第14条に規定する要約書」と、同条第5項中「第6条に規定する地域を管轄する市町村長」とあるのは「第14条に規定する関係市町村長」と読み替えるものとする。

第16条第3項から第5項までを削る。

第22条中「公告し、」の次に「公告の日から起算して1月間、評価書及び要約書を」を加え、「、評価書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供し」を「縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表し」に改める。

第32条第1項中「報告し」を「報告するとともに、その内容を公表し」に改め、同条第2項中「当該措置の結果」を「同号ウに掲げる措置及び同号ウに掲げる措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置であって、当該事業の実施において講じたもの」に、「報告し」を「報告するとともに、その内容を公表し」に改める。

第36条第1項中「説明会」を「方法書説明会及び準備書説明会」に改める。

第44条の見出し中「法の対象事業」を「法対象事業等」に改め、同条中「法」の次に「第3条の7第1項、」を加える。

第45条第1号中「第7条」の次に「及び第7条の2」を加える。

第2条 島根県環境影響評価条例の一部を次のように改正する。

「第3章 準備書の作成前の手続

目次中 第1節 方法書の作成等（第5条 第10条） を

第2節 環境影響評価の実施等（第11条・第12条）」

「第3章 配慮書（第4条の2 第4条の7）

第4章 方法書（第5条 第10条） に、「第4章」を「第

第5章 環境影響評価の実施等（第11条・第12条）」

6章」に、「第5章」を「第7章」に、「第6章」を「第8章」に、「第7章」を「第9章」に、「第8章」を「第10章」に、「第9章」を「第11章」に、「第10章」を「第12章」に、「第11章」を「第13章」に改める。

第2条第2項中「第二種事業」の次に「（以下「法第二種事業」という。）」を加える。

第4条第1項中「対象事業」の次に「（法第二種事業であって、法第4条第3項に規定する措置がとられていないもの（法第3条の10第1項の規定による通知がなされた事業を除く。）を含む。）」を加える。

「第3章 準備書の作成前の手続」を「第3章 配慮書」に改める。

第3章第1節及び第2節の節名を削る。

第46条第1項第2号中「記載をした」の次に「配慮書、」を加える。

第47条中「知事は、」の次に「事業実施想定区域、」を加える。

第48条第2項中「市町村が対象事業」の次に「（法第二種事業であって、法第4条第3項に規定する措置がとられていないもの（法第3条の10第1項の規定による通知がなされた事業を除く。）を含む。以下この項において同じ。）」を加える。

第50条に次の1項を加える。

3 第3章の規定は、県の利害に重大な関係があり、かつ、災害の発生その他特別の事情により緊急の実施を要すると認められる事業として規則で定めるものについては、適用しない。

第11章を第13章とする。

第43条の見出し中「第二種事業」を「法第二種事業」に改め、同条中「法第2条第3項に規定する第二種事業」を「法第二種事業」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（法第二種事業の判定に伴う調整）

第43条の2 法第二種事業であって、法第4条第3項第2号の措置がとられたもの（法第3条の10第2項の規定により適用される法第3条の2から第3条の9までの規定による手続を経た事業に限る。）について、法の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

- (1) 法第3条の3第1項の計画段階環境配慮書 第4条の3第1項の配慮書
- (2) 法第3条の7第1項に規定する関係する行政機関のうち知事の意見を記載した書類（法第3条の3第1項の計画段階環境配慮書について意見を求められたものに限る。） 第4条の6第1項の書面

2 第5条第1項の規定は、事業者が前項に規定する事業を実施しようとする場合について準用する。この場合において、同項中「第4条の6第1項の意見」とあるのは「法第3条の6の意見及び法第3条の7第1項に規定する関係する行政機関のうち知事の意見（法第3条の3第1項の計画段階環境配慮書について意見を求められたものに限る。）」と、同項第4号中「第4条の3第1項第4号」とあるのは「法第3条の3第1項第4号」と、同項第5号

中「第4条の6第1項の知事の意見」とあるのは「法第3条の6に規定する主務大臣の意見及び法第3条の7第1項に規定する関係する行政機関のうち知事の意見（法第3条の3第1項の計画段階環境配慮書について意見を求められたものに限る。）」と読み替えるものとする。

第45条中「法対象事業で」を「法対象事業（法第3条の10第1項の規定による通知がなされた法第二種事業を含む。以下この条において同じ。）で」に改め、同条中第9号を第11号とし、第1号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の前に次の2号を加える。

- (1) 法第3条の3第1項の計画段階環境配慮書 第4条の3第1項の配慮書
- (2) 法第3条の7第1項に規定する関係する行政機関のうち知事の意見を記載した書類（法第3条の3第1項の計画段階環境配慮書について意見を求められたものに限る。） 第4条の6第1項の書面

第10章を第12章とし、第9章を第11章とする。

第35条中「都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法」を「市街地開発事業として都市計画法」に改め、「同条第5項に規定する」を削り、「同法第15条第1項の県又は市町村（同法第22条第1項の場合にあっては、同項の国土交通大臣又は市町村。以下「都市計画決定権者」という。）で当該都市計画の決定又は変更をするもの」を「当該都市計画に係る都市計画決定権者」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

対象事業（法第二種事業であって、法第4条第3項に規定する措置がとられていないもの（法第3条の10第1項の規定による通知がなされた事業を除く。）を含む。以下この項において同じ。）が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業（次項において「市街地開発事業」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設（次項において「都市施設」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、第3章の

規定により対象事業を実施しようとする者が行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続は、規則で定めるところにより、同法第15条第1項の県又は市町村（同法第22条第1項の場合にあっては、同項の国土交通大臣又は市町村。以下「都市計画決定権者」という。）で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該対象事業を実施しようとする者に代わるものとして行うものとする。この場合において、第4条の3第2項並びに第4条の7第1項第4号及び第2項の規定は、適用しない。

第35条の2中「前条」を「前条第2項」に改める。

第8章を第10章とし、第7章を第9章とし、第6章を第8章とし、第5章を第7章とする。

第13条第1項第1号中「第3号まで」を「第6号まで」に改め、同項に次の1号を加える。

(8) その他規則で定める事項

第4章を第6章とする。

第3章中第5条の前に次の6条及び章名を加える。

（計画段階配慮事項についての検討）

第4条の2 対象事業（法第二種事業であって、法第4条第3項に規定する措置がとられていないもの（法第3条の10第1項の規定による通知がなされた事業を除く。）を含む。以下この章において同じ。）を実施しようとする者は、対象事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定するに当たっては、技術指針で定めるところにより、1又は2以上の当該事業の実施が想定される区域（次条第1項第3号及び第47条において「事業実施想定区域」という。）における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）についての検討を行わなければならない。

（配慮書の作成等）

第4条の3 対象事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書

(以下「配慮書」という。)を作成しなければならない。

- (1) 対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の目的及び内容
- (3) 事業実施想定区域及びその周囲の概況
- (4) 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
- (5) その他規則で定める事項

2 相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業を実施しようとする者は、これらの対象事業について、併せて配慮書を作成することができる。

(配慮書の送付等)

第4条の4 対象事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、速やかに、知事及び規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、配慮書を送付するとともに、規則で定めるところにより当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならない。

(配慮書についての意見の聴取)

第4条の5 対象事業を実施しようとする者は、規則で定めるところにより、配慮書の案又は配慮書について一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。

2 対象事業を実施しようとする者は、前項の意見を求めた場合は、規則で定めるところにより、知事及び前条に規定する市町村長に対し、意見の概要(同項に規定する意見書の提出がなかったときは、その旨)を記載した書類を送付しなければならない。

(配慮書についての知事等の意見)

第4条の6 知事は、第4条の4の規定による送付を受けたときは、規則で定める期間内に、対象事業を実施しようとする者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

- 2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、配慮書について第4条の4に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。
- 3 第1項の場合において、知事は、配慮書について島根県環境影響評価技術審査会の意見を聴くものとする。
- 4 第1項の場合において、知事は、前2項の意見を勘案するとともに、前条第2項の書類の送付を受けたときは、当該書類に記載された意見に配慮するものとする。
- 5 知事は、第1項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを第2項に規定する市町村長に送付するものとする。

(対象事業の廃止等)

第4条の7 対象事業を実施しようとする者は、第4条の4の規定による公表を行ってから第7条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事及び第4条の4に規定する市町村長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

- (1) 対象事業を実施しないこととしたとき。
 - (2) 第4条の3第1項第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が対象事業のいずれにも該当しないこととなったとき。
 - (3) 対象事業について法第4条第3項第1号の措置がとられたとき。
 - (4) 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。
- 2 前項第4号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、同項の規定による公表の日以前に当該引継ぎ前の対象事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに対象事業を実施しようとする者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の対象事業を実施しようとする者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに対象事業を実施しようとする者となった者について行われたものとみなす。

第4章 方法書

第5条第1項中「事業者は」の次に「、配慮書の内容を踏まえるとともに、第4条の6第1項の意見が述べられたときはこれを勘案して、第4条の2の事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定し」を加え、同項中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 第4条の3第1項第4号に掲げる事項

(5) 第4条の6第1項の知事の意見

(6) 前号の意見についての事業者の見解

第5条第1項に次の1号を加える。

(8) その他規則で定める事項

第10条の次に次の章名を付する。

第5章 環境影響評価の実施等

第11条中「第5条第1項第4号」を「第5条第1項第7号」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第9条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定並びに附則第6条及び第7条の規定 平成25年10月1日

(経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の島根県環境影響評価条例（以下「新条例」という。）第7条、第15条又は第22条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う公告及び縦覧に係る島根県環境影響評価条例第5条第1項に規定する環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）、同条例第13条第1項に規定する環境影響評価準備書又は同条例第20条第2項に規定する環境影響評価書について適用する。

第3条 新条例第7条の2の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書について適用する。

第4条 新条例第32条の規定（公表に係る部分に限る。）は、施行日以後に同条

の規定により報告を行う者について適用する。

第5条 この条例の施行の際、新条例第45条に規定する対象事業について、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第7条及び第7条の2の経た環境影響評価方法書があるときは、当該書類は、新条例第7条及び第7条の2の経た方法書とみなす。

第6条 第2条の規定による改正後の島根県環境影響評価条例（以下「第2条による改正後の条例」という。）第3章及び第5条（第43条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に方法書を公告した事業については、適用しない。

第7条 第2条の規定の施行の際、第2条による改正後の条例第43条の2に規定する事業又は第2条による改正後の条例第45条に規定する対象事業について、法の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類があるときは、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

- (1) 法第3条の3第1項の計画段階環境配慮書 第2条による改正後の条例第4条の3第1項の計画段階環境配慮書
- (2) 法第3条の7第1項に規定する関係する行政機関のうち知事の意見を記載した書類（法第3条の3第1項の計画段階環境配慮書について意見を求められたものに限る。） 第2条による改正後の条例第4条の6第1項の書面

第8条 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に第2条による改正後の条例第4条の2に規定する対象事業を実施しようとする者となるべき者は、同日前において、第2条による改正後の条例第3章の規定の例による第2条による改正後の条例第4条の2に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うことができる。

2 前項の規定による手続が行われた対象事業については、当該手続は、第2条による改正後の条例の相当する規定により附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日に行われたものとみなす。

3 前2項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に第2条による改正後の条例第35条第1項の規定により規則で定めるところにより第2条

による改正後の条例第4条の2に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を第2条による改正後の条例第4条の2に規定する対象事業を実施しようとする者に代わるものとして行う都市計画決定権者となるべき者について準用する。この場合において、必要な読替えは、規則で定める。

(規則への委任)

第9条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、規則で定める。